



2022年5月11日

各位

会社名 ブラザー工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐々木 一郎  
(コード番号:6448 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 CSR&コミュニケーション部長 出原 遠宏  
(TEL 052-824-2075)

## 当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役および執行役員(社外取締役、非常勤の取締役および国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。)の報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストックオプションに代わるものとして、取締役等を対象に、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年6月20日開催予定の第130回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、2006年に取締役に対して金銭で支給していた退職慰労金を廃止し、長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、継続的に、取締役に対して株式報酬型ストックオプションの付与を行ってまいりました。

その後、2009年に株式報酬型ストックオプションの付与対象を執行役員にも広げ、さらに2020年には日本国外に居住する外国籍の執行役員を対象に金銭による株価連動報酬(ファントムストック)を導入しております。

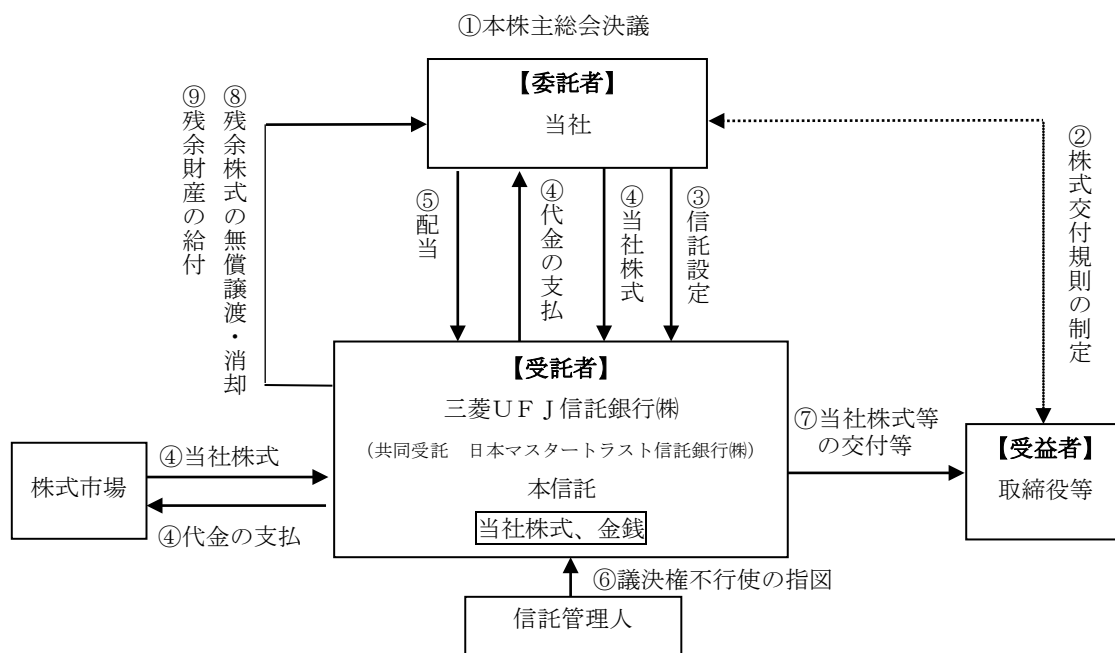
今般、2022年度から2024年度までを対象とした、ブラザーグループ中期戦略「CS B2024」を策定したことを受け、この中期戦略に掲げる経営目標(財務目標・サステナビリティ目標)の達成および株主価値を含めた中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することを目的に、新たな役員報酬制度として本制度を導入いたします。

これにより、当社の取締役等の報酬は、役位に応じて毎月支給される「基本報酬」、事業年度ごとの業績に応じて支給される「年次賞与」ならびに役位および中長期の業績に応じて支給される「株式報酬」の3つにより構成されることとなります。

なお、本制度導入後は、取締役等に対してストックオプションを新たに付与しないものとしますが、取締役等に既に付与しているストックオプションにつきましては、権利放棄等はせず、あらかじめ定められた期間内であれば、引き続き権利行使できるものとします。また、国内非居住者である取締役等に対しては、本制度に代えて本制度に基づく株式報酬額に相当する金銭(ファントムストック)を支給します。

- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)を用いた株式報酬制度です。BIP信託は、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を取締役等に交付および給付(以下「交付等」という。)する仕組みです。

#### 2. 本制度の概要



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容にかかる株式交付規則を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託(以下「本信託」という。)を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等は、信託期間中、当社の株式交付規則に従い、ポイント(下記(5)に定める。以下同じ。)の付与を受けます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に、累積されたポイント数の70%に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に、業績目標の未達成等により生じた残余株式は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 本信託内の株式数が、信託期間中に取締役等について定められるポイント数に対応した当社株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払に不足する可能性が生じた場合には、下記(7)の信託金の合計上限額の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社の掲げる中期戦略の計画期間である3事業年度(以下「対象期間」という。)を対象として、取締役等の役位および中期戦略の業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

なお、本信託の継続(下記(4)②)に定める。以下同じ。)を行う場合には、その時点において当社が制定している

中期戦略の計画期間に対応する年数を新たな対象期間とします。

## (2) 本制度の導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の合計上限額、信託期間中に取締役等に対して付与されるポイントの上限(信託期間ごとに取締役等に交付することを決定できる株式数の上限)および株式の交付条件の概要その他必要な事項を決議します。

なお、本信託の継続を行う場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことがあります。

## (3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、別途株式交付規則に定める受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、累積ポイント数に相当する数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

## (4) 信託期間

### ① 当初の信託期間

2022年8月(予定)から2025年8月(予定)までの約3年間とします。

### ② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。

その場合、その時点において当社が制定している中期戦略の計画期間に対応する年数が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一期間について本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対し、株式交付ポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合で、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任しているときは、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

## (5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等に交付等が行われる当社株式等は、以下のポイント付与ルールに従い取締役等に付与されたポイントの累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します(小数点以下は四捨五入するものとします。)

なお、取締役等が対象期間中に非居住者となった場合には、非居住者となっている間は本制度に基づくポイントを付与せず、本制度に代えて、本制度に基づく株式報酬額に相当する金銭(ファントムストック)を、本制度に準じて計算の上、退任時に支給するものとします。

また、当社株式について信託期間中に株式分割または株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率または併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

### 《ポイント付与ルール》

取締役等には、役位に応じて設定される株式報酬基準額を基準株価(※1)で除して得た数のうち、50%を固定ポイントとして、50%を業績連動ポイントとして付与し、それぞれ累積加算します。

業績連動ポイントは、対象期間毎の累積値に対象期間における目標達成度(※2)に応じて業績連動係数を乗じ、一定の範囲で変動します(※3)。なお、対象期間の途中で退任し、死亡し、または非居住者となっ

た取締役等については、当該時点における業績目標達成度等に応じて業績連動係数を乗じます。

(※1)2022年7月(信託期間の延長が行われた場合には、延長時の前月)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(小数点以下は四捨五入)

(※2)2022年度から2024年度までの対象期間においては、目標達成度を測る指標は、対象期間の最終事業年度(中期戦略の計画期間の最終事業年度)における連結売上収益、連結当期利益(親会社の所有者に帰属する当期利益をいう。)、CO<sub>2</sub>削減度およびTSRとします。2025年度以降の対象期間については、取締役会において別途決定いたします。

(※3)2022年度から2024年度までの対象期間においては、0%から150%の範囲内で変動するものとします。2025年度以降の対象期間については、取締役会において別途決定いたします。

#### (6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

一定の受益者要件を満たす取締役等は、退任後に、上記(5)に基づき算定される累積ポイント数の70%に相当する株数の当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点で有する累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

#### (7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および信託期間中に取締役等に対して付与されるポイントの上限(信託期間ごとに取締役等に交付することを決定できる株式数の上限)

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計上限額および信託期間中に取締役等に対して付与されるポイントの上限(信託期間ごとに取締役等に交付することを決定できる株式数の上限)は、本株主総会において決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

##### ①信託期間中に本信託に拠出する信託金の合計上限額

6億6千万円(※4)

ただし、上記(4)②の本信託の継続が行われた場合には、本信託に拠出する信託金の合計上限額は、2億2千万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額とします。

(※4)信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

##### ②信託期間中に取締役等に対して付与されるポイントの上限(信託期間ごとに取締役等に交付することを決定できる株式数の上限)

33万ポイント(33万株相当)(※5)

ただし、上記(4)②の本信託の継続が行われた場合には、延長された信託期間において取締役等に対して付与されるポイントの上限(信託期間ごとに取締役等に交付することを決定できる株式数の上限)は、11万ポイント(11万株相当)に新たな対象期間の年数を乗じた株数とします。

(※5)上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。

#### (8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、当社(新株発行・自己株式の処分)または株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(7)の本信託に拠出される信託金の合計上限額およびポイントの上限に対応した株式数の上限株数の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加

取得することがあります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち上記(6)により取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |          |                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------|
| ①信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                              |
| ②信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与                                     |
| ③委託者     | 当社                                                     |
| ④受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)        |
| ⑤受益者     | 取締役等のうち受益者要件を満たす者                                      |
| ⑥信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)                                   |
| ⑦信託契約日   | 2022年8月(予定)                                            |
| ⑧信託の期間   | 2022年8月(予定)～2025年8月(予定)                                |
| ⑨制度開始日   | 2022年8月(予定)                                            |
| ⑩議決権行使   | 行使しないものとします。                                           |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式                                                 |
| ⑫信託金の上限額 | 6億6千万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。)                              |
| ⑬株式の取得方法 | 当社(新株発行・自己株処分)または株式市場から取得                              |
| ⑭帰属権利者   | 当社                                                     |
| ⑮残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上